

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	豊平峡ダムサイト園地維持管理業務
発注課	建) みどりの管理課
選定事業者	株式会社札幌リゾート開発公社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は豊平峡ダムサイト園地内施設の維持管理を行う業務であり、令和5年度まで定山溪ダム下流園地の維持管理業務（以下、定山溪ダム業務とする）と共にダム園地等総合維持管理業務として業務の発注を行っていた。</p> <p>定山溪ダム業務には定山溪ダム資料館の維持管理が含まれており、受託者が常駐し不測の事態に速やかな対応をしていたが、豊平峡ダムサイト園地に常駐する施設が無く、当該園地には清掃作業等の限られた時間にしか受託者が居ないことから、予期せぬ施設の不具合等が生じた際、対応に時間を要することとなってしまう等、市民サービス面での課題を抱えていた。</p> <p>豊平峡ダムでは札幌リゾート開発公社が電気バス事業を展開しており、職員が多数常駐しているため、常に当該園地に目を配る体制が整っていることにより、不測の事態が発生した際、迅速な対応をとることができる。また、来園者からの問い合わせ等があった際、豊平峡ダム周辺の情報に精通している職員が対応できるため、市民サービスの向上につながる。</p> <p>以上のことから、本業務をダム園地等総合維持管理業務から切り離し、札幌リゾート開発公社を相手方とすることが、柔軟かつ確実に実施できる唯一の手段と判断されるため、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業者を相手方として特定随意契約を行うこととしたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）